

生産行程管理業務規程

令和2年1月22日

1 作成者

住所（フリガナ）：シガケンコウカシミナクチチョウミナクチ（〒528-0005）滋賀県甲賀市水口町水口6111-1

名称（フリガナ）：コウカノウギョウキョウドウクミアイ甲賀農業協同組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 池村 正

ウェブサイトのアドレス：<http://ja-kouka.shinobi.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第5類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：野菜加工品類（かんぴょう）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ミナクチ水口かんぴょう、Minakuchi Kanpyo

4 明細書の変更

甲賀農業協同組合（以下「組合」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導

組合は、生産者に対し「水口かんぴょう」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産者の手順

原料用の夕顔は、「水口かんぴょう部会」の各部会員が在来種から選抜し、自家採種したものをを用いて、生産地である滋賀県甲賀市水口町内において栽培したものであること、むき加工場所、干し場所は、生産地（滋賀県甲賀市水口町）内であること、また、決められた加工方法で加工したことを栽培管理記録（以下「OCRシート」という。）に記載し、組合へ提出する。

イ 組合の手順

組合は水口かんぴょう部会員ごとに現地確認を行い確認する。

組合に出荷されたものは、出荷時に職員が製品状態を確認することで最終製品を確認し、OCRシートに記載する。

組合以外に出荷されるものは、組合が出荷期間中に抽出検査を行い、製品状態を確認することで最終製品を確認し、OCR シートに記載する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

組合は、上記(1)のア及びイの手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

組合は、5の確認時において、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、「水口かんぴょう部会」部会員に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、組合は、該当部会員を除名等できるものとする。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

組合は、上記5(1)の周知の際に、地理的表示である「水口かんぴょう」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書の生産地及び生産の方法に基づいて生産された「かんぴょう」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「水口かんぴょう」と併せて使用すること。
- (3) GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

組合は、地理的表示等の違反使用を確認した場合は、当該表示を行った「水口かんぴょう部会」部会員に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、該当部会員を除名や販売の停止等することができるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

組合は、上記6及び8に関して、「水口かんぴょう」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

組合は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「水口かんぴょう」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況等が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料

イ その事実が判明するに至った経緯及び組合が行った指導等に係る資料

11 連絡先

